

消費者トラブルで困ったら

消費生活センターへ お電話ください。

☎ **028-616-1547**

相談専用

相談受付は年中無休(年末年始は除く)



**消費生活センターでは、事業者と消費者の間のトラブルについて、
消費者からの相談をお受けしています。**

相談は無料です。できるだけ契約者(本人)からご相談ください。
相談の際に知れた個人情報厳守します。
ほかの人に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

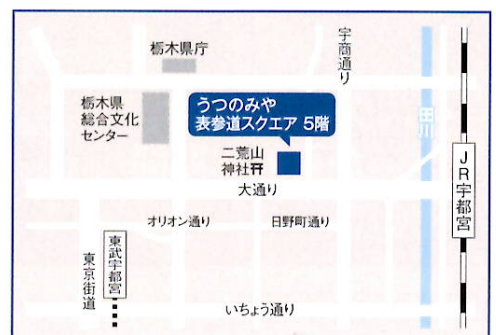
宇都宮市消費生活センター

〒320-0026 宇都宮市馬場通り4-1-1 うつのみや表参道スクエア5F

電話相談 9:00~17:30

来所相談 10:00~17:30

土日祝日は
16:30まで



こんな相談をお受けしています

突然、
アダルトサイトに登録され
高額な請求を受けた

悪質商法 契約トラブル

訪問販売で
高額な契約を
してしまった。
解約したい

通販で健康食品を
購入したら
翌月も届いた

突然、
お金を請求する
ハガキが届いた

投資を勧誘する
電話があり、
多額の投資金を
渡してしまった



多重債務

- *借金問題でお困りの方のご相談をお受けしています。
相談員が、債務の詳細を聞き取った上で債務整理方法などについて説明し、無料の弁護士相談などをご案内します。



製品事故

- *テレビから突然発火。そばにあったカーテンが燃えてしまった。
- *鍋でパスタを茹で、ザルに上げようとしたら鍋の取っ手ははずれて熱湯がこぼれ、大やけどしてしまった。

※相談内容や相談者の状況に合わせて事業者とのあっせん交渉や、専門相談機関の紹介などを行います。

ひとりで悩まず まずは相談してください!

クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約してしまった場合、
期間内であれば契約を解除できる制度です。



クーリング・オフ
が可能な期間

- ・訪問販売（キャッチセールス含む）
- ・電話勧誘販売など

8日以内

- ・連鎖販売取引（マルチ商法）

・内職商法

・モニター商法など **20日**以内

※できない商品もあります。詳しくは消費生活センターへ

迷惑行為を行わないように
気を付けましょう

一部の消費者による事業者に対する「暴言」や「長時間の居座り」などの迷惑行為は、健全な消費生活の妨げになるだけでなく、場合によっては犯罪になることもあります。自分の行動を振り返り、倫理的な消費行動を心がけましょう。